

平成19年 No.42

東京学芸大学研究生規程等の一部を改正する規程

改正理由

研究生の区分等並びに除籍及びその手続きについて整備するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 7 月 4 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学研究生規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 7 月 5 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第26号

東京学芸大学研究生規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学研究生規程（昭和60年規程第 3 号）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程（平成 7 年規程第10号）
- (3) 東京学芸大学外国人研究生規程（平成 3 年規程第10号）

東京学芸大学研究生規程の一部改正について

改正理由：除籍及びその手続きについて整備するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>学部</u>研究生規程 〔省略〕 <u>(除籍)</u> <u>第16条</u> 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、教務委員会の議を経て、学長が除籍する。 (研究成果の報告) <u>第17条</u> 〔省略〕 (証明書の交付) <u>第18条</u> 学長は、研究生の願い出により、研究題目及び<u>在学期間</u>等について本学所定の証明書を交付することができる。 (その他) <u>第19条</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u>	東京学芸大学研究生規程 〔省略〕 (新設) (研究成果の報告) <u>第16条</u> 〔省略〕 (証明書の交付) <u>第17条</u> 学長は、研究生の願い出により、研究題目及び<u>研究期間</u>等について本学所定の証明書を交付することができる。 (その他) <u>第18条</u> 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程の一部改正について

改正理由：研究生の区分等並びに除籍及びその手続きについて整備するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (研究生の区分等) 第2条 東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）において、特定の専門事項について研究指導を受けることができる研究生は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 国、地方公共団体、その他の教育機関又はそれに準ずるものとして教育学研究科が適当と認めた機関（以下「委託機関」という。）からの委託による者（以下「委託研究生」という。） <u>(2) 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく研究留学生を除く外国人（以下「外国人研究生」という。）</u> <u>(3) 前2号以外の者（以下「一般の研究生」という。）</u> <u>2 前項第2号の外国人研究生については、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>(在学期間)</u> 第6条 研究生の<u>在学期間</u>は、1年以内とする。ただし、研究を継続する必要があるときは、1年以内に限り延長を認めることができる。 (入学者の選考) 第7条 入学者の選考は、研究指導に当たる教員（以下「指導教員」という。）が審査し、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が行う。 〔省略〕 <u>(除籍)</u> <u>第16条 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、教務委員会の議を経て、学長が除籍する。</u> (研究成果の報告) <u>第17条</u> 〔省略〕 (証明書の交付)	〔省略〕 (研究生の区分等) 第2条 東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）において、特定の専門事項について研究指導を受けることができる研究生は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 国、地方公共団体、その他の教育機関又はそれに準ずるものとして教育学研究科が適当と認めた機関（以下「委託機関」という。）からの委託による者（以下「委託研究生」という。） <u>(2) 前号以外の者（以下「一般の研究生」という。）</u> 〔省略〕 <u>(研究期間)</u> 第6条 研究生の<u>研究期間</u>は、1年以内とする。ただし、研究を継続する必要があるときは、1年以内に限り延長を認めることができる。 (入学者の選考) 第7条 入学者の選考は、研究指導に当たる教員（以下「指導教員」という。）が審査し、<u>当該学系の教授会（以下「教授会」という。）</u>の議を経て、学長が行う。 。 〔省略〕 (新設) (研究成果の報告) <u>第16条</u> 〔省略〕 (証明書の交付)

第18条 学長は，研究生の願い出により，研究題目及び在学期間等について本学
所定の証明書を交付することができる。

(その他)

第19条 〔省略〕

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

第17条 学長は，研究生の願い出により，研究題目及び研究期間等について本学
所定の証明書を交付することができる。

(その他)

第18条 〔省略〕

東京学芸大学外国人研究生規程の一部改正について

改正理由：外国人研究生の区分等並びに除籍及びその手続きについて整備するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 <u>この規程は、東京学芸大学学部研究生規程（昭和60年規程第3号）（以下「学部研究生規程」という。）第2条第2項及び東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程（平成7年規程第10号）（以下「大学院研究生規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、外国人研究生について必要な事項を定めるものとする。</u> (区分) 第2条 <u>外国人研究生の区分は次のとおりとする。</u> (1) <u>学部研究生規程第2条第1項第2号に規定する外国人研究生（以下「学部外国人研究生」という。）</u> (2) <u>大学院研究生規程第2条第1項第2号に規定する外国人研究生（以下「大学院外国人研究生」という。）</u> (出願資格) 第3条 <u>学部外国人研究生の出願資格は、次の各号の1に該当するものとする。</u> (1) <u>学士の学位を有する者又は取得見込みの者</u> (2) <u>その他大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者</u> 2 <u>大学院外国人研究生の出願資格は、次の各号の1に該当するものとする。</u> (1) <u>修士の学位を有する者又は取得見込みの者</u> (2) <u>その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第67条ただし書きの規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</u> (入学の出願) 第4条 <u>外国人研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて提出しなければならない。</u> (1) 研究生願書 (2) 履歴書 (3) 外国人研究生調書 (4) 最終学校の<u>卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書</u> (5) <u>学位授与証明書（日本の大学を卒業の者は除く。）</u> (6) 最終出身学校長又は所属長の発行する推薦書 <u>（本学卒業・修了の者は除く。）</u> (7) 健康診断書 (8) <u>外国人登録済証明書（日本に居住している者のみ）</u>	(趣旨) 第1条 <u>東京学芸大学研究生規程（昭和60年規程第3号）第2条第1項第2号の外国人研究生については、この規程の定めるところによる。</u> (新設) (出願資格) 第2条 <u>外国人研究生の出願資格は、次の各号の1に該当するものとする。</u> (1) <u>大学を卒業した者</u> (2) <u>外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</u> (3) <u>その他大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者</u> (入学の出願) 第3条 <u>外国人研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて提出しなければならない。</u> (1) 研究生願書 (2) 履歴書 (3) 外国人研究生調書 (4) 最終学校の<u>卒業証明書及び成績証明書</u> (5) 最終出身学校長又は所属長の発行する推薦書 (6) 健康診断書 (7) <u>外国人登録済証明書（日本に居住している者のみ）</u>

第5条～第17条

(除籍)

第18条 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、教務委員会の議を経て、学長が除籍する。

(研究成果の報告)

第19条 〔省略〕

(証明書の交付)

第20条 学長は、外国人研究生の願い出により、研究題目及び在学期間等について本学所定の証明書を交付することができる。

(その他)

第21条 〔省略〕

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

第4条～第16条

(新設)

(研究成果の報告)

第17条 〔省略〕

(証明書の交付)

第18条 学長は、外国人研究生の願い出により、研究題目及び研究期間等について本学所定の証明書を交付することができる。

(その他)

第19条 〔省略〕